**（重要）倫理面への配慮について**

・人を対象とする医学系研究（治験を含む）は、「ヘルシンキ宣言」や国の定める法令・指針等に従い、動物実験は適用規則に従い、審査を受けて承認を得た場合は、承認を受けた委員会名を含めて抄録中に記載し、発表においても明記してください。

・上記に該当しない調査・研究においても，関連する適用規則・委員会審査があれば規則を遵守し承認を得たこと、また倫理的配慮を要する場合にはその内容を明記してください。

・症例報告やケースシリーズなど患者プライバシーに配慮すべき発表については、以下の本学会のガイドラインを参考にして、原則として本人から同意を得てください。本人又は代理人の同意を得ることなく発表することが可能な例外事項にあたると考えられる場合は、例外事項のうちどの理由に該当するのか、なぜ同意を得ることが困難なのか、また同意が得られないまま発表を行うにあたりどのようにプライバシー保護への配慮を行ったかを明記してください。

・いずれにも該当しない場合には、該当しない理由を明記してください。（例：「本研究は、既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報を用いた研究であるため、特に倫理的配慮を要しない」）

日本精神神経学会 倫理委員会発出のガイドラインは学会WEBサイトよりご確認ください。

* 症例報告を含む医学論文及び学会発表におけるプライバシー保護に関するガイドライン
* 症例報告を含む医学論文及び学会発表におけるプライバシー保護に関するガイドラインQ&A
* 倫理審査が必要な『研究として扱う症例報告』についてのガイドライン

⇒　<https://www.jspn.or.jp/modules/about/index.php?content_id=49>

**第116回日本精神神経学会学術総会 倫理的配慮に関する申請フォーム**

記入日：　　　　　年　　月　　日

所属：

氏名：

＜問1＞

この演題は、調査や研究ですか？　症例報告ですか？

☐　調査・研究　⇒ 問2-1～2-2へ

☐　症例報告　　⇒ 問3-1～3-4へ

**問1で「調査・研究」を選択した場合のみ、問2-1～2-2にお答えください。**

＜問2-1＞
この調査・研究は、下記の指針の対象ですか。該当するものがあれば選択してください。（複数回答可）

☐　人を対象とする医学系研究

☐　ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針

☐　その他の指針（具体的に明記してください）
[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]

☐　該当する指針なし

＜問2-2＞
この調査・研究は、下記のどの委員会の承認を得ているか、非該当か、選択してください。

☐　治験審査委員会

☐　倫理審査委員会

☐　動物実験委員会

☐　その他の委員会

☐　該当せず（該当しない理由、また倫理的配慮を要する研究はその内容を抄録に記載してください。）

**問1で「症例報告」を選択した場合のみ、問3-1～3-4の質問にお答えください。**

＜問3-1＞

この症例報告は、本人または代理人の同意を得ていますか？

☐　はい　⇒問3-4へ

☐　例外事項に該当するため本人同意を得ていない　⇒問3-2～問3-4へ

＜問3-2＞

例外事項に該当する場合、次のどの理由にあたるか理由となる選択肢を選んでください（複数回答可）

☐　特定の個人が識別されず個人情報とはみなされない場合

☐　死亡している者の情報であって、家族等の個人情報であるとはみなされず、学術研究として報告を行うのでもない場合

個人情報であっても、個人情報保護法の例外規定に該当する場合
※以下、4つの項目のどれか一つでも選択した場合は問3-3-1～3-3-2にお答えください。

☐　第16条、第23条の一　法令に基づく場合

☐　第16条、第23条の二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

☐　第16条、第23条の三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

☐　第76条の三　学術研究機関において学術の用に供する場合

＜問3-3-1＞

本人の同意を得ることが困難である理由を記載してください

＜問3-3-2＞

本人の同意を得ずに発表するにあたり、どのようにプライバシー保護への配慮を行ったかを記載してください

＜問３-4＞

この演題は、上に述べた倫理面への配慮をしていますか？

☐　はい

☐　該当せず